

奥大和サステイナブルデザインスクール企画運営業務
委託業務仕様書

1. 委託業務名

奥大和サステイナブルデザインスクール企画運営業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（金）

3. 委託業務の目的

人口減少・少子高齢化が進む中で、奈良県では、奥大和地域が人々に選ばれる地域となるよう、地域資源を活かした「持続可能な地域づくり」を目指している。

奥大和サステイナブルデザインスクールでは、奥大和地域を含むローカルとの関わりを模索している首都圏在住者等に対して、講座やフィールドワークを通して、地元住民との関係性を築き、「自然共生」「互譲互助」「自主自律」といった奥大和地域に昔から受け継がれる生活様式を学ぶことで、地方で住み続けられる多様な人材の育成を図る。

4. 委託業務の内容概要

(1) 講座の企画・運営

- | | |
|---------|--|
| ア 開催回数 | 4回
(うち1回は、奥大和地域での現地フィールドワークとする)
(講座については1講座2～3時間程度とする) |
| イ 対象 | 首都圏在住者 等 |
| ウ 講座参加費 | 無料 |
| エ 実施手法 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オフライン及びオンラインの融合型で講座を行う |
| オ 会場 | 東京都23区内
(現地フィールドワークは奥大和地域内とする) |
| カ 講座内容 | 持続可能な地域づくり等に精通している講師およびコーディネーターを招聘し、本事業の目的に沿った内容の講座を企画・運営する |
| ク 情報発信 | 受講者募集にかかる広報および講座実施内容に関するアーカイブ動画の制作を行う |
| ケ その他 | アンケートを実施し、検証結果を報告する |

5. 委託業務の実施計画

事業実施に先立ち実施計画を提出し、県と打ち合わせの上、これに基づき委託業務を実施すること。ただし、事業中途において実施計画の変更が必要な場合は、県と協議の上、計画の変更を行うことができる。

6. 講座の実施報告

受託者は、講座が終わる度に「講座実施報告書（任意様式）」により県に報告することとする。報告事項は以下の通りとする。

- (1) 講座の概要、参加者人数
- (2) 成果及び課題
- (3) アンケート集計
- (4) その他、実施内容の説明に必要と思われる資料

7. 成果品

成果品は次のとおり提出することとする。なお、成果品が電子データである場合、CD-Rなどに記録して提出する。

- (1) 委託業務の実施結果を記載した「奥大和サスティナブルデザインスクール実施結果報告書」
 - ・委託業務完了報告書 1部（社印を押印したもの）
 - ・実施報告書 3部
 - ・電子データ Word形式、Excel形式、もしくはPowerPoint形式及びPDF形式で記録した報告書 1式
- (2) その他、実施内容の説明に必要と思われる資料

※上記については、委託業務完了時に提出すること。納品物については、必要に応じ複本の提出を求める場合がある。

(3) 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによることとする。

- ① 本件受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を奈良県に無償で譲渡するものとする。
- ② 奈良県は著作権法第20条（同一保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 本件受託者は、奈良県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

8. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、県と適宜協議を行う等十分に調整して行うこと。
- (2) 本業務を受注しようとするものは、別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (3) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理に

ついて疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、県と協議し決定すること。

10. 納品場所

奈良県 総務部 知事公室 奥大和移住・交流推進室

〒634-0003 橿原市常盤町605番地の5 橿原総合庁舎3階

TEL : 0744-48-3016 / FAX : 0744-48-3135

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。